

議案第 21 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正  
について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 7 年 3 月 10 日

三朝町長 安田真一郎

平成 7 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 45 年三朝町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

123,700円	124,900円
67,600円	68,300円
67,600円	68,300円
50,900円	51,400円
47,200円	47,700円
22,900円	23,100円
19,700円	19,900円
17,700円	17,800円
15,600円	15,700円
14,500円	14,600円

を

に改める。

附 則

第 1 2 条 第 3 項

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 2 条 第 3 項

第 1 2 条 第 3 項（第 1 2 条 第 3 項）を改正する。改正後の第 1 2 条 第 3 項は、次のとおりとする。

平成 7 年 3 月 1 0 日

三 村 町 長 眞 田 実

平 成 7 年 3 月 1 0 日

三 村 町 議 会 議 長 西 林 友 美

第 1 2 条 第 3 項

第 1 2 条 第 3 項（第 1 2 条 第 3 項）を改正する。改正後の第 1 2 条 第 3 項は、次のとおりとする。

第 1 2 条 第 3 項

第 1 2 条 第 3 項（第 1 2 条 第 3 項）を改正する。改正後の第 1 2 条 第 3 項は、次のとおりとする。

第 1 2 条 第 3 項（第 1 2 条 第 3 項）を改正する。改正後の第 1 2 条 第 3 項は、次のとおりとする。

134,800円
88,300円
88,300円
21,400円
47,200円
23,100円
18,900円
17,800円
12,200円
14,800円

に改める。

を

123,700円
87,800円
87,800円
20,800円
47,200円
22,800円
18,700円
17,700円
12,800円
14,200円

第 1 2 条 第 3 項